

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和2年7月6日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南三陸町教育用タブレット端末導入及び通信サービス利用業務
- (2) 履行場所 南三陸町内
- (3) 業務概要 教育用タブレット700台（別途ケース）、充電保管庫（設置費込み）、教育用ソフトウェア、フィルタリング、端末管理ソフト700台分、保守・運用、初期設定、通信費
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (3) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき電気通信役務を行うもので、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用しているものであること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされているもの（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと等、経営状況が著しく不健全であるものでないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月13日（月）までの期間の午

前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町教育委員会事務局教育総務課

(2) 設計図書等の閲覧

ア 期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月20日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町教育委員会事務局教育総務課

ウ 質問

設計図書等について質問がある場合は、質疑応答書に記入し、令和2年7月10日（金）までに南三陸町教育委員会事務局教育総務課へ提出すること。

エ 回答

令和2年7月14日（火）から令和2年7月20日（月）までの期間の午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和2年7月21日（火）午前10時

イ 場所

南三陸町役場3階会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（ウについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）

イ 移動通信サービスに係る証明書

ウ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付の期間及び場所

ア 期間

令和2年7月6日（月）から令和2年7月13日（月）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町教育委員会事務局教育総務課

- (3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、令和2年7月20日（月）までに通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の110に相当する額とすること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。
- (4) 入札書に記載された金額に対応した業務内訳明細書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。なお、内訳として、タブレット端末費用、充電保管庫費用、LTE通信回線使用料、授業支援ソフト利用料、モバイル管理サービス利用料、フィルタリングサービス利用料、初期設定費用、保守・運用に係る費用とする。ただし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札においては、業務内訳明細書の提出を要しない。

6 入札保証金

入札者は、南三陸町財務規則第92条の規定により、入札金額の100分の5以上の金額又は同条第2項に定める担保を納付すること。ただし、同規則第93条の規定に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入らなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札及び南三陸町財務規則第95条に該当した入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札を

したものを落札者とする。

- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

- ・ 南三陸町教育委員会事務局教育総務課 担当者 内海
電話 0226-46-2604 (教育総務課直通)
FAX 0226-46-5348